17　「７　届出時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「数量」欄及び「議決権比率」欄については、届出者と特別の関係にあるもの（令第２条第19項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（外国為替及び外国貿易法第26条第１項第２号から第５号までに掲げるものに限る。）をいう。以下この記入要領において同じ。）が保有する発行会社の実質保有等議決権の数及び当該実質保有等議決権の数の当該発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。

18　届出者が発行会社の株式又は持分のすべてを所有している場合には、「８　その他の事項」欄にその旨を記入すること。

19　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）